

関東森林管理局仕様書

- (1) この関東森林管理局仕様書(以下「局仕様書」という。)は、松くい虫及びナラ枯れ防除事業における伐倒駆除の仕様を示すものである。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、局仕様書に優先するものとする。

松くい虫伐倒駆除仕様書

1. 作業内容

被害木を伐倒、枝払い、玉切り、集積し、薬剤によるくん蒸処理をもって内部の松くい虫を駆除することで被害のまん延を防止するものである。

2. 伐倒、枝払い、玉切り、集積

(1) 伐倒

- ① 対象木はビニールテープ及びナンバーテープで明示したものとする。
- ② 対象木や周囲の状況等を勘案して最も安全な伐倒方向を選ぶこと。
- ③ 伐採点は、山側の地際 30 cm以内を標準とする。
- ④ 対象木のうちくん蒸作業を伴わないものは作業や林内の移動の妨げとならないように枝払や玉切を行い整理しておくこと。

(2) 枝払い（くん蒸対象木）

くん蒸シート被覆時にシートを損傷しないよう枝の基部から切断すること。

(3) 玉切り（くん蒸対象木）

1 mを基準として玉切りすること。

(4) 集積（くん蒸対象木）

- ① くん蒸作業対象木の集積方法は、最初に枝条を集積し、その上に丸太を積み重ねること。また、枝条量が多い場合は枝条と丸太を交互に積み重ね、最上部が丸太となるよう集積すること。なお、集積場所が傾斜地の場合は集積前に谷側に杭を打ち安定させておくこと。
- ② 集積した際に突き出た枝等がある場合はくん蒸シートを破損するおそれがあることから確実に切除しておくこと。
- ③ 集積場所は歩道等の一般者の往来が予想される場所や沢付近等の薬剤流出の恐れのある場所を避けること。また、出来る限り薬剤が気化しやすい日当りの良い場所を選ぶこと。

3. くん蒸方法

- (1) 薬剤の使用にあたっては予め病虫害防除薬剤使用願を提出し発注者の承認を得ること。

また、薬剤等の材料が納入されたときは速やかに監督職員の確認検査を受けること。

- (2) くん蒸作業の実施にあたっては、予め集積物の周りにシート端を埋めておく溝を掘り、集積物をくん蒸シートで被覆したのちに集積物全体にまんべんなく薬剤を散布し、速やかにシート端を全て土中に埋めて密閉性が保たれるよう措置すること。
- (3) くん蒸シートの継ぎ足しは行わないものとするが、被覆時に破損が生じた場合には、耐久、耐候性のある粘着テープ等で直ちに補修すること。
- (4) 作業日は薬剤が気化しやすいように晴天で気温の高い日を選び、曇りや雨天・気温の低い日は避けること。
- (5) 事業箇所には薬剤名及び薬剤数量並びに処理年月日を表示した立て看板等を設置し、注意喚起をはかること。
- (6) 施工後は7日間以上の密閉状態が保持されるように管理し、くん蒸シートの破損等の異常を発見した場合は速やかに補修すること。

4. 薬剤の取扱等

- (1) 薬剤散布中又は薬剤を稀釈する際は、林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- (2) 薬剤散布に使用した器具類を河川、用水路等で洗わないこと。
- (3) 使用済の薬剤の容器は、事業の完成が認められるまで確実に保管しておくこと。
- (4) 薬剤の使用上の注意事項及び関係法令を遵守すること。
- (5) 薬剤は、密栓して火気のない冷暗所で施錠のうえ保管すること。
- (6) 薬剤に火気を近づけないこと。
- (7) 運搬中に薬剤が漏れないよう容器は密栓しておくこと。
- (8) 搬入する薬剤は当日の使用可能量とし、残量が生じた場合は確実に持ち帰り所定の場所で保管しておくこと。
- (9) 薬剤を取り扱う際は保護メガネやマスク、ゴム手袋等の防護衣を確実に着用すること。
- (10) 作業後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。

5. 安全管理

作業中は危険回避のため関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

6. 実行管理

(1) 実行記録写真の整理

実行記録写真の撮影にあたっては、代表的な箇所について作業毎に作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。

(2) 薬剤の管理

薬剤の使用にあたっては、当日の使用量等を薬剤散布記録簿に記録しておくこと。

7. 農薬使用計画書の提出

請負者は「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」に基づく「農薬使用計画

書」を農林水産大臣宛て薬剤の使用開始日までに提出するとともに、その写しを監督職員へ提出すること。

8. チェーンソー作業における振動障害の予防

チェーンソーによる振動障害を予防するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」を遵守し、作業者にも徹底されるよう必要な措置を講ずること。